



取締役と監査役の異同

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

私は以前自動車販売会社に勤めていました。その経験を買ってのことなのでしょうが、小規模な中古車販売の株式会社を営んでいる知人からその会社の取締役か監査役になってもらえないかとの依頼を受けています。株式会社の取締役と監査役との異同はどのようなものでしょうか。

1 株式会社の機関設計

会社法上、株式会社の機関設計により必要となる役員が変わります。

公開会社（発行する株式のうち1株でも譲渡のために株式会社の承認を要するとする制限がない株式がある会社）であるか非公開会社（全ての株式に譲渡制限がついている会社）であるか、また、大会社（資本金5億円以上又は負債総額が200億円以上の会社）であるかそうでない会社（一般的に中小会社と呼ばれています）であるかが機関設計の大きな基準となります。

質問の会社は非公開会社の中小会社であることが想定されるので、その場合の役員について検討します。

非公開会社の中小会社では比較的自由的な機関設計が可能です。

もっともシンプルな機関設計としては、株式会社では必ず必要となる取締役を1人置くというも

のであり、その1人の取締役が株式会社を代表します（会社法349条1項）。

取締役1人での業務執行が困難であるような場合には複数の取締役を置くことが可能であり、その場合は各取締役が株式会社を代表します（同法349条2項）。各取締役が代表権を有する場合、取締役間で意見の一致をみないと、各取締役が各自相反する業務執行をしてしまう可能性があります。複数の取締役の中で会社を代表する者を決めた場合には、その者のみが会社の代表権を有することになります。

3人以上の取締役を置く場合は取締役会を設置することができます。取締役会設置会社においては会社の業務執行は取締役会が決定するので、株主に代わって取締役会を監査する機関として少なくとも1人以上の監査役を置く必要があります。なお、非公開会社の取締役会設置会社においては監査役の代わりに公認会計士、税理士等を会計参

与として置くことでも足りるとされています（同法327条2項）。

2 取締役と監査役の異同

(1) 資格

成年被後見人もしくは被保佐人であったり、会社法や破産法、民事再生法に規定される罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、それ以外の法令違反により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者は取締役になることができません（同法331条1項）。この要件は監査役についても同様です（同法335条1項）。

ただし、監査役は監査機関としての独立性を確保し、自己監査を避けるため、取締役と異なり当該会社の支配人その他の使用人を兼ねることができないとされています（同法335条2項）。

(2) 役割

取締役は取締役会非設置会社においては会社の業務を執行し、取締役会設置会社においては取締役会の構成員として取締役会をとおして各取締役の職務執行の適法性並びに妥当性ないし合目的性について監督します。監査役は取締役の職務執行を監査しますが（同法381条）、その範囲は適法性監査に限ると解されています。

(3) 選任及び解任

取締役、監査役いずれも株主総会の普通決議により選任され（同法329条）、経営に対する少数派株主の意見反映のため取締役の選任については累積投票制度が採用されていますが（同法342条）、監査役は経営意思決定には関与しないことから監査役の選任について累積投票制度は採用されていません。

取締役の解任について株主総会の普通決議により解任されるのが原則ですが、累積投票により選出された取締役の解任については株主総会の特別決議によるものとされています。監査役の解任については株主総会の特別決議によるものとされています（339条、309条）。

(4) 任期

取締役の任期は原則として2年（同法332条1項）、監査役の任期は原則として4年ですが（同法336条1項）、非公開会社については、定款で定めればそれぞれ10年まで伸長できます（同法332条2項、336条2項）。取締役については、定款または株主総会の決議によって任期を短縮することができます（同法332条1項但書）。

(5) 辞任

取締役、監査役と会社との関係は、民法の委任に関する規定に従うので（同法330条）、取締役、監査役はいつでも辞任することができますが（民法651条1項）、新たに選任された取締役、監査役が就任するまでの間はなお取締役、監査役としての権利義務を有するとされています（会社法346条1項）。

(6) 会社に対する損害賠償責任

取締役、監査役は職務執行に当たってはそれぞれ善管注意義務があります。さらに取締役は会社との利害衝突が起り得ることから会社に対する忠実義務（同法355条）、競業禁止義務（同法356条）があります。

取締役、監査役がこれらの義務を怠ったときは、会社に対してこれによって生じた会社の損害を賠償する責任を負います（同法423条1項）。

ただし、事後的に総株主が同意する場合には損害賠償責任全部の免除を得ることができ（同法424条）、株主総会の特別決議により責任の一部免除を得ることもできます（同法425条、309条2項8号）。また、取締役等による責任免除に関する定款の定めがある場合や（同法426条）、非業務執行取締役や監査役についての責任限定契約がある場合に責任が一部免除される余地があります（同法427条）。

(7) 第三者に対する損害賠償責任

取締役、監査役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該取締役、監査役はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（同法429条1項）。